

内閣参質一七七第二六六号

平成二十三年八月三十日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西岡 武 夫 殿

参議院議員浜田昌良君提出東日本大震災の被災者を対象とした生活支援ハンドブック等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田昌良君提出東日本大震災の被災者を対象とした生活支援ハンドブック等に関する質問  
に対する答弁書

一について

御指摘のハンドブック等（以下「ハンドブック等」という。）については、岩手県、宮城県及び福島県内においては、各県内の市町村、避難所、コンビニエンスストア、スーパーマーケット等に対して、また、その他の地域においては、被災者の所在する市町村（特別区を含む。）に対して、それぞれの事情や要望を踏まえ、必要な数量を配布しており、これらを通じて可能な限り被災者に行き渡るようにしている。

二について

政府としては、ハンドブック等は、被災者の手元に届けてきたほか、被災者の支援に携わる関係自治体への被災者生活支援に関する説明会においてその内容の周知を図ってきたところである。また、ハンドブック等の配布以外にも、ラジオ番組、地方新聞、テレビ番組等を通じて、被災者に対する様々な情報提供に取り組んできている。今後とも、被災者が生活支援に関する各種制度等の情報を理解し、適切に活用することができるよう、様々な広報手段を通じて、きめ細かな情報提供に努めてまいりたい。

### 三について

政府としては、ハンドブック等の作成に際しては、職員を現地に派遣するとともに、被災者の支援に携わる関係自治体を通じて被災地の声を聴くなどしており、これらを踏まえ、版や文字を大きくして見やすくすることや目の不自由な方でも内容が把握できるように読み上げのための音声コードを付けること等の改善を図ってきたところである。今後とも被災地の声を踏まえて更なる改善を図ってまいりたい。